

### 介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿

登録番号	番号	氏名	介護福祉士登録証登録番号	介護福祉士登録証登録年月日	認定特定行為業務従事者認定証登録番号	認定特定行為業務従事者認定証登録年月日	本籍(国籍)	生年月日	修了研修課程	対象者氏名(特定の者)	修了した実地研修の種別	実地研修実施機関名称	修了年月日

- 備考 1 「登録番号」の欄は既に登録を受けている事業者は登録番号を記載してください。
- 2 「番号」の欄は各事業者における任意の番号を記載してください。
- 3 看護師等の免許をもって介護職員として喀痰吸引等業務を行う者については、保有資格名及び登録番号等を介護福祉士登録証番号記載欄に記載してください。
- 4 「修了研修課程」には、当該者が修了した研修課程等の番号(1~5)を記載してください。
  - 1) 喀痰吸引及び経管栄養の全て: 省令別表第一号研修(不特定多数の者対象)
  - 2) 全ての喀痰吸引及び経管栄養のうち1行為以上: 省令別表第二号研修(不特定多数の者対象)
  - 3) 各喀痰吸引等行為の個別研修: 省令別表第三号研修(特定の者対象)
  - 4) 経過措置対象者
  - 5) 介護福祉士の養成課程等において医療的ケアに関する科目を修了した者
- 5 「既修了課程」において「3」を選択した場合は、「対象者氏名(特定の者)」に対象者の氏名を記載してください。(「4」を選択した者で、対象者が限定される場合も同様に記載してください)
- 6 「修了した実地研修の種別」には実地研修の種類を以下から選択し、番号を記載してください。(「①②④」などと記載。コンマやスペースは不要)
  - ①口腔内の喀痰吸引 ②鼻腔内の喀痰吸引 ③気管カニューレ内部の喀痰吸引 ④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形の栄養剤を除く) ⑤ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(半固形の栄養剤を含む)
  - ⑥胃ろうによる経管栄養(チューブの接続及び注入開始を除く) ⑦経鼻経管栄養
  - ※1. 人工呼吸器装着者への喀痰吸引に関する演習、実習を修了した者については、その旨を合わせて記載してください。
  - ※2. 平成22年4月1日付け医政発0401第175号厚生労働省医政局長通知「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」に基づき研修を修了した者は、修了課程により①、⑥を選択してください。
- 7 「修了年月日」には実地研修を修了した年月日を記載してください。
- 8 新規追加者の場合、介護福祉士登録証(実施可能な喀痰吸引等の行為について付記を受けているものに限る)・認定特定行為業務従事者認定証の写しを添付ください。